

令和4年度戦略的MICE誘致促進事業
「沖縄MICEプランナーズガイド2022」および付属マップ印刷・製本業務
一般競争入札応募要綱

1. 件名

令和4年度戦略的MICE誘致促進事業

「沖縄MICEプランナーズガイド2022」および付属マップ印刷・製本業務

2. 趣旨

この要綱は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下、「OCVB」という。)が実施する「沖縄MICEプランナーズガイド2022」および付属マップ印刷・製本業務(以下「本業務」という。)について、一般競争入札にて委託業者を決定するための必要な事項を定めるものとする。

3. 目的

国内外での更なる沖縄MICEのイメージを発信・定着させ、リピーターの再訪や新規市場開拓を図るため、沖縄での国際会議や企業旅行、報奨旅行等(以下「MICE」とする)の開催に必要な会議施設やホテル、パーティー会場、レクリエーション等の詳細情報を案内し、MICE開催主催者の要望にかなう幅広い選択肢を提供することを目的とした「沖縄MICEプランナーズガイド2022」の印刷版を製作する。

4. 委託内容

本一般競争入札(以下、競争入札)の委託業務内容については、別紙「委託業務仕様書」のとおりとする。

5. 委託期間

委託期間は契約締結日から令和5年3月17(金)までとする。

6. 入札保証金

免除

7. 入札参加資格

本競争入札参加資格は、次の要件を全て満たす企業又は団体とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 次のいずれかに該当しないこと。

- ① 破産者で復権を得ない者。
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団の構成員等」と略記）。
- (3) 暴力団の構成員等の統制の下にない企業又は団体。
 - (4) 沖縄県内に本社、支社又は営業所等を有し、自社内で本業務（編集、印刷※4色刷りのオフセット印刷機があること）が実施できること。
 - (5) 過去に官公庁及び関係団体から受託した同様の業務内容の実績（財務規則第100条第2項第3号）を有すること。
 - (6) 本業務を運営するにあたって、必要に応じて事務局と速やかに連携を行うなど円滑に履行することができる体制が整備されていること。
 - (7) 本業務を受託するにあたり、応募者以外の企業、団体又は個人への再委託は行わないこと。
 - (8) 沖縄県より指名停止処置を受けていないこと。

8. スケジュール

入札に係る手続き及び日程は以下のとおりとする。

(1) 入札参加資料の配布期限及び場所

配布期限：令和4年12月19日(月)まで

配布場所：以下のサイトに掲載する

OCVB WEB サイト (<https://www.ocvb.or.jp/>)

おきなわ MICE ナビ (<https://mice.okinawastory.jp/>)

(2) 質問受付及び回答

質問受付：令和4年12月15日(木)12:00(正午)まで

※質問は質問書(様式2)に記載の上、E-mail での受付とし、電話等その他の方法では受け付けない。

(3) 入札参加申込

提出期限：令和4年12月19日(月)12:00(正午) 必着

提出方法：入札参加申込書(様式1)に必要事項を記載の上、原本を郵送又は持参

提出先：一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

海外・MICE 事業部 MICE 推進課 屋良・古波蔵 あて

※提出期限を過ぎてからの参加申し込みは認められない。

(4) 入札日時・場所

日時：令和4年12月22日(木)14:00開始とする。(受付開始時間 13:30)

場所：沖縄産業支援センター 研修室 304 号室（沖縄県那覇市小禄 1831-1 3 階）

(5) 入札提出書類

提出書類は入札書（様式 3）とする。

※入札者印は代表印（丸印・角印等）又は代理人として委任を受けた者の印のみ有効とする。

9. 入札方法

- (1) 入札参加者は OCVB が指定する入札日に所定の入札書を入札箱に投函しなければならない。
- (2) 入札開始時間までに受付又は入室しない場合は、参加する意思がないものとみなす。
- (3) 再入札を想定し、入札書は最低でも 4 枚（予備含む）準備し持参すること。
- (4) 入札金額は算用数字を用いて正確に、そして丁寧に記入すること。
- (5) 二重書きの数字、訂正した数字、その他の判読の紛らわしい数字は無効とする。また、鉛筆による記載は不明瞭となる恐れがあるため、同様に無効とする。
- (6) 金額の頭には¥マークを記入すること。
- (7) 記名、押印は対象の箇所に正確に行うこと。
- (8) 代理の者が入札する場合は、必ず委任状（様式 4）を提出すること。
- (9) 代理人は、委任状（代表者印押印）と代理人本人の印鑑を持参すること。
- (10) 代理人は、委任状の原本を入札開始時間までに OCVB が指定する入札会場に持参しなければならない。
- (11) 入札への参加を辞退する場合は、入札辞退届（様式 5）に記入の上、入札執行前に担当者に直接持参するか又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る）すること。
- (12) 入札を無断で辞退することがないように十分留意すること。

10. 入札書記載金額について

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

11. 落札者の決定について

- (1) 有効な入札書を提出したものであって、沖縄県財務規則の規定に準じて作成された予定価格の制限範囲内、且つ最低制限価格以上の最低落札価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 最低価格により受注者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、当該受注者の次に低い価格をもって入札をしたものを受注者とするところがある。
- (3) 最低価格で同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて決定するものとする。
- (4) 開札をした場合において、競争加入者のうち予定価格の制限に達した入札が無いときは、3 回を限度とし、直ちに再度の入札を行う。但し、募集要綱 11.(1) に基づき、最低制限価格を下回る入札者においては、再入札の権利を得ないものとする。3 回目の入札後、予定価格の制限に達した入札がない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づき、入札金額が予定価格に最も近い競争加入者と協議の上、随意契約を結ぶものとする。
- (5) 入札をしたものは、入札後、本要綱及び仕様書等についての不知または不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

12. 入札が無効となる場合

以下の (1) ～ (5) のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 参加資格が無いものを行った入札。
- (2) 同一業者が行った 2 以上の入札。
- (3) 入札書の記載事項に誤記載又は記入漏れがあるもの。
- (4) 提出書類に所定の押印が無いもの。
- (5) 虚偽の申告が発覚した場合。

(問い合わせ先)

一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー

海外・MICE 事業部 MICE 推進課

担当: 屋良、古波蔵

TEL: 098-859-6130 FAX: 098-859-6222 Email: mice@ocvb.or.jp